

ぎふ働き方改革推進協議会設置要綱

(目的)

第1条

平成30年7月6日付け公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年第71号)（以下「働き方改革関連法」という。）に基づき、岐阜県内の政労使等関係機関が密接に連携・協力して、それぞれの立場で、県内における働き方改革関連法の周知・施行に取り組むとともに、特に中小・小規模事業者への具体的な働き方改革の取り組みに関する支援及び働き方改革関連法への円滑な対応について、積極的に取り組むこととする。

(設置)

第2条

岐阜県内の働き方改革推進及び働き方改革関連法の周知・円滑な施行のため、政労使等が参加する「ぎふ働き方改革推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第3条

協議会は、別表の団体により構成し、今後必要に応じて参加団体を拡大することがある。

(実施内容)

第4条

協議会は、次に掲げる取組を実施する。

- 1 働き方改革関連法の周知及び円滑な施行に向けての連携
- 2 中小・小規模事業者への働き方改革取組推進に向けた支援
- 3 その他協議会の目的に沿った取組

(事務局)

第5条

本協議会の事務局を岐阜労働局雇用環境・均等室に置く。

(附則：平成30年9月25日)

- 1 本要綱は、平成30年9月25日から施行する。
- 2 本要綱の施行をもって、「岐阜県働き方改革推進協議会要綱」(平成28年3月23日)を廃止する。